

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉博物館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第15号

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉博物館協議会条例の一部を改正する条例

(倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年倉吉市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項、 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第18条</u> 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(倉吉博物館協議会条例の一部改正)

第2条 倉吉博物館協議会条例(昭和48年倉吉市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第25条</u> の規定に基づき、倉吉博物館に倉吉博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。  (組織) 第2条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が <u>委嘱し、又は任命する。</u> (1)～(3) 略  (任期) 第3条 略 2 委員が <u>委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。</u> 3 <u>委員は、再任されることができる。</u>  (庶務)	(設置) 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第22条</u> の規定に基づき、倉吉博物館に倉吉博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。  (組織) 第2条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が <u>委嘱又は任命する。</u> (1)～(3) 略  (任期) 第3条 略 2 委員が <u>委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。</u> 3 <u>委員の再任は妨げない。</u>  (庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。